

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書【令和4年12月31日事業終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	令和4年12月31日事業終了
------	----------------

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日府政経運第423号)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響により困難に直面した住民が生活の支援を速やかに受けられるよう住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する。
③システムの名称	システム使用なし(以下の各システムと連携してエクセルで取り扱う) ・住民情報システム ・住民税課税システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等臨時特別給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉こども部 福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 福祉総務課 TEL:072-972-1507 MAIL:seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 福祉総務課 TEL:072-972-1507 MAIL:seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	紙媒体の申請書等の取扱いや対象者のExcelデータを取り扱う際に人手を介在させる作業が発生し、人為的ミスに対して次のような対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 同性同名や異送付等の人為的ミスを防ぐため、取得した特定個人情報のExcelへの入力や通知書発送時の確認は複数人で行う。 ・ 特定個人情報の外部流出を防ぐため、特定個人情報の取り扱う端末を制限し、事務取扱担当者のみ情報を閲覧できるよう徹底する。 ・ 特定個人情報のを含む記録媒体の取扱いについて、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施錠を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	評価書名の訂正	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務 基礎項目評価書【令和4年12月31日事業終了】	事後	事業終了による
令和7年1月10日	特記事項の追記		令和4年12月31日事業終了	事後	事業終了による
令和7年1月10日	I 3.法令上の根拠の訂正	番号法第9条第1項 別表第一 100項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	法改正による
令和7年1月10日	I 4.法令上の根拠の訂正	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8項 別表第二 121項 <情報提供> 提供なし	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条	事後	法改正による
令和7年1月10日	IV 8.人手の介在させる作業の追記		【十分である】 紙媒体の申請書等の取扱いや対象者のExcelデータを取り扱う際に人手を介在させる作業が発生し、人為的ミスに対して次のような対策を講じているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 同性同名や異送付等の人為的ミスを防ぐため、取得した特定個人情報のExcelへの入力や通知書発送時の確認は複数人で行う。 ・ 特定個人情報の外部流出を防ぐため、特定個人情報の取り扱う端末を制限し、事務取扱担当者のみ情報を閲覧できるよう徹底する。 ・ 特定個人情報のを含む記録媒体の取扱いについて、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	様式改正による
令和7年1月10日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策の追記		【8】特定個人情報の漏洩・減失・毀損リスクへの対策】 特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施錠を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	事後	様式改正による